

信濃川水系流域委員会中流部会の進め方

令和8年10月5日
国土交通省北陸地方整備局
信濃川河川事務所

目次

1. 流域委員会中流部会の目的
2. 信濃川水系河川整備基本方針と河川整備計画
3. 河川整備計画の点検
4. 事業再評価
5. 流域委員会中流部会の進め方

流域委員会の目的

1. 河川整備計画の内容の点検結果について、意見を述べる。

①河川整備の実施に関する事項の進捗状況

②流域の社会情勢等の変化

③地域の意向

④事業の進捗の見通し

⑤河川整備に関する新たな視点

2. 河川整備計画の変更が必要となった場合に、
河川整備計画の変更に対して意見を述べる。

→ 対象は、「信濃川水系河川整備計画」

3. 河川整備計画に基づく事業について、
事業再評価（継続や見直し等）や計画段階評価、
事後評価について審議を行う。

→ 対象は、「信濃川直轄河川改修事業」

2. 信濃川水系河川整備基本方針と河川整備計画

平成20年6月

信濃川水系河川整備基本方針 策定

【河川整備を行うに当たっての長期的な基本方針及び河川整備の基本となるべき事項を定めるもの】

第1～5回 信濃川水系学識者会議（平成20～25年度）

事業再評価（北陸地方整備局事業監視委員会）

平成20・23・25年度 信濃川直轄河川改修事業

平成26年1月

信濃川水系河川整備計画 策定

【概ね30年間における河川整備の目標、河川工事や維持に関する事項を定めるもの】

平成27年1月

信濃川水系河川整備計画 変更

新規事業採択時評価（社会資本整備審議会）

平成26年度 信濃川河川改修事業（大河津分水路）

事業再評価（北陸地方整備局事業評価監視委員会）

平成28年度 信濃川直轄河川改修事業

令和元年度 信濃川河川改修事業（大河津分水路）

令和元年8月

信濃川水系河川整備計画 変更

第2～3回 信濃川水系流域委員会（令和元年～2年度）

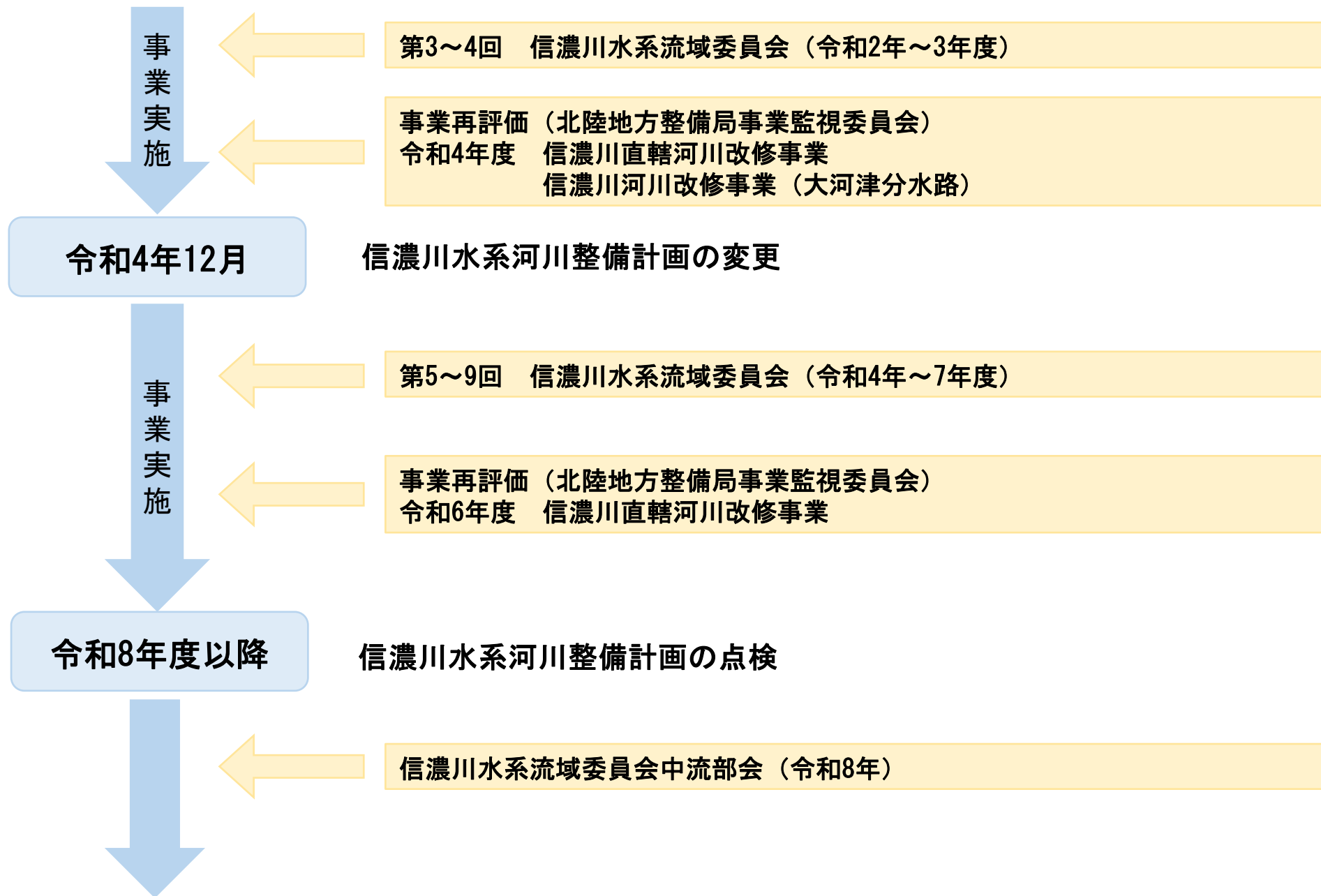
令和2年11月

信濃川水系河川整備計画の点検（中流部）

【流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通しについて点検を行うもの】

信濃川水系流域委員会中流部会（令和2年）

信濃川水系河川整備基本方針と河川整備計画



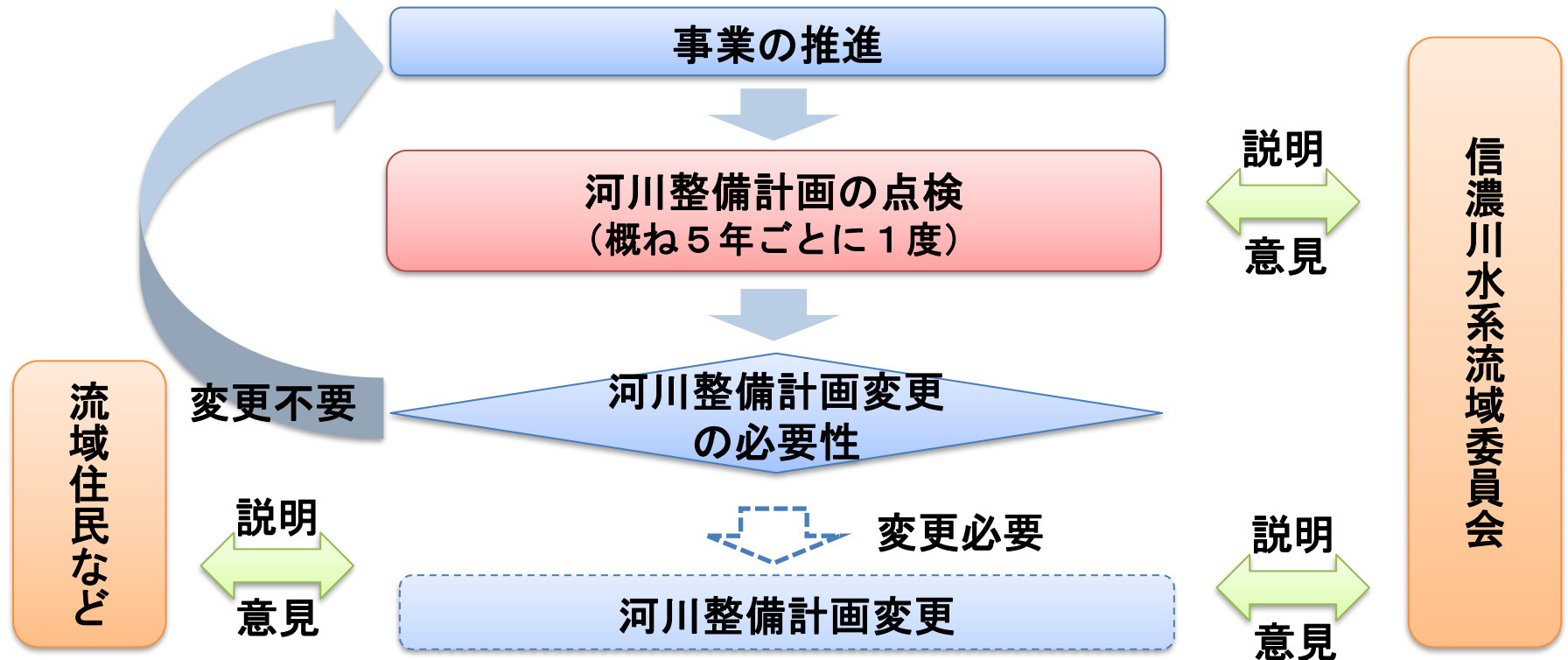
河川整備計画の点検

信濃川水系河川整備計画【令和4年12月】P. 4より

第1章第4節 計画の対象期間

本計画は、信濃川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標及び実施に関する事項を定めるものであり、その対象期間は、計画策定時より概ね30年間とします。

なお、**本計画は現時点**での社会経済状況、自然環境状況、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後にこれらの**状況の変化や新たな知見、技術の進歩等が生じた場合には、計画対象期間内であっても適宜、見直しを行います。**



3. 河川整備計画の点検

点検の内容

河川整備の実施に関する事項の進捗状況、流域の社会情勢等の変化、地域の意向、事業の進捗の見通し、河川整備に関する新たな視点などを適切に反映できるよう点検を実施。

点検の視点	点検内容
1) 河川整備の実施に関する事項の進捗状況	・事業の進捗状況 ・洪水等による災害の発生防止・軽減 ・河川環境の整備保全等
2) 流域の社会情勢等の変化	・近年の洪水等による災害発生状況 ・社会情勢、土地利用状況、年最大流量変化 ・河川環境等を取りまく状況の変化等
3) 地域の意向	・地域の要望事項及び地域との連携
4) 事業の進捗の見通し	・信濃川水系緊急治水対策プロジェクト
5) 河川整備に関する新たな視点	・気候変動を踏まえた治水対策 ・信濃川流域における流域治水の取り組み

概ね5年に1度点検を実施



事業再評価

事業再評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した事業等の評価を行い、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

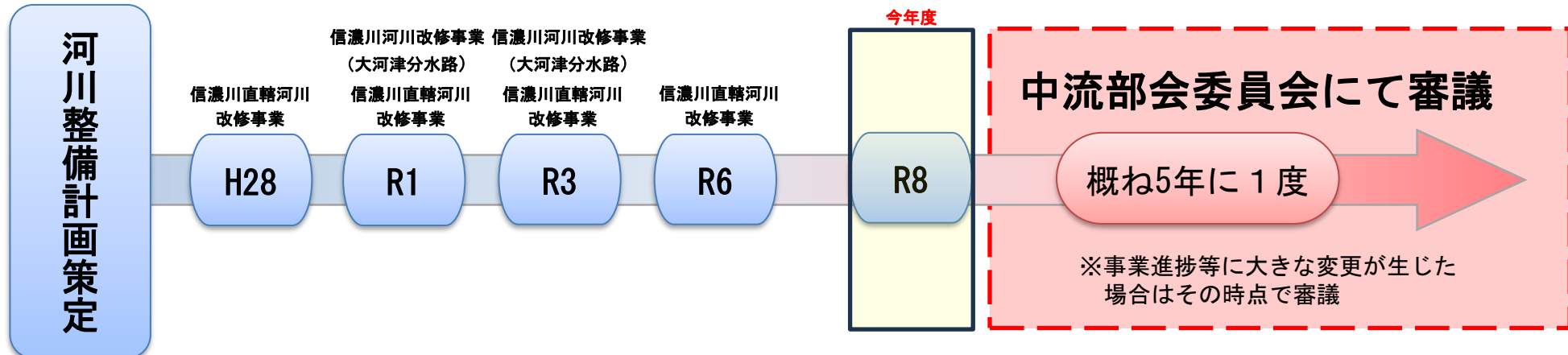
2. 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価、事後評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

3. 流域委員会の位置付け

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

※「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」より抜粋



5. 流域委員会中流部会の進め方



《参考》流域委員会と事業監理委員会の関係について

事業監理委員会

「大河津分水路改修事業監理委員会」は、大河津分水路改修事業における適切な事業執行の観点から、事業費、工程等の事業監理について、学識経験者等の第三者から意見・助言を得るために設置し、もって事業の適正な執行に資することを目的とする。

「大河津分水路改修事業監理委員会 規約」より抜粋

流域委員会

事業再評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した事業等の評価を行い、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

2. 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価、事後評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

3. 流域委員会の位置付け

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」より抜粋